

午前11時7分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、18番草場重正議員の質問を許可します。18番草場重正議員。

（18番草場重正君登壇）

18番（草場重正君） 18番の草場重正でございます。まず冒頭に、本朝倉市の姉妹都市であります宮崎県の高鍋町、ここで発生しました口蹄疫の蔓延で、宮崎県が大変な苦勞をされている中での6月の一般質問に入りまして、早急な疫病の根絶を、姉妹都市の一市民として、心から願うものであります。

さて、結婚後も夫婦が結婚前の姓を名乗れる夫婦別姓制度の導入に向けて、民主党の法案の提出の動きが加速化されようとしております。自民党政権時代には反対論が強く、見送られてまいりましたが、民主党に政権が交代するや、千葉法相は、この法案の早期成立を目指しております。たとえ一部の人たちの都合とはいえ、夫婦別姓は、これからの家族のあり方だけではなく、日本の社会全体のあり方や枠組みにかかわる大きな問題を含んでいるだけに、国民の間から性急過ぎるとの議論が出るのは当然の成り行きであります。

夫婦別姓では、家族の一体感が失われ、地域社会を構成する基盤である家族制度が崩壊するのが目に見えているということでもあります。近年、離婚率の増加とともに、つらい思いをしている子どもたちは、確実に毎年増え続けております。これ以上悲しい風潮を助長させてはならないと考えております。

さて、敗戦後、アメリカ軍の占領政策が功を奏して、現代の日本では、日本人の倫理観及び規範意識の希薄化や帰属意識の低下が憂慮され、日本特有の美しい道德教育の復興が叫ばれております。国民は、経済の発展も期待できない最近のご時世にあって、せめて家族の絆だけはより強く求めたいと願っている傾向にあります。

これからの20年後、50年後、私たちの子どもや孫たちが繁栄し、幸せであるように、今を生きる私たちが責任を持って日本の家族制度を守らなければならないという悲痛な思いで、この6月に本件の請願を提出させていただきましたので、これからの日本の家族制度のあり方を含めて、慎重に議論していただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。最後になりましたが、4月の市長選で当選された森田新市長に心からお祝いを申し上げますとともに、あわせて実施されました市議補選で見事に当選されました師岡議員と北原議員の今後の御活躍を心からお祈りを申し上げます。

以下、質問席から一般質問を続行させていただきます。

（18番草場重正君降壇）

○議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員。

18番（草場重正君） まず、戸別所得補償制度についてお伺いをいたします。

スーパーの米の売り場には、いろんな種類の米が陳列してあります。5キロ当たり1,580円から3,880円のブランド米まで置いてありました。さらに、自然食品店に並べてあ

った無農薬米は3,000円、2倍からの価格差があると、よい米はさすがに高いと感じます。

しかし、パンなどと違って、米は1食分の価格が非常にわかりづらい。おにぎりは1個120円ぐらいという感覚はありますが、茶わん1杯の米の価格は一体幾らでありましょうか。よく売れる相場という5キロ2,000円で試算をしてみました。1キロ約7合ですから、1合は約57円、それを2杯分とすれば、茶わん1杯約29円であります。それで買えるものというのは、自動販売機のお茶、カップヌードル、あるいはリポビタミンDなど。そんなに考えますと、ぜいたくに見える無農薬米も、茶わん1杯約43円、特売の缶コーヒーより安いのであります。

これがほかの食品なら安いといって素直に買いますが、米なら高いといってそっぽを向く、消費者は茶わん1杯の価格を知らないまま、農家に一層のコストダウンを迫っているのが現実であり、日本の米文化を支えている小規模農家は、米をつくれればつくるほど赤字が増えるという実情にやる気をなくして久しいものがあります。

朝倉市では、農業は基幹産業と言われるほどの穀倉地帯であります。農家の中心世代は70歳代であり、彼らは一様に子どものころから愛着のある農地だが、ここらで終わりたいと考えております。それは農家の家族の給料をつぎ込んで、農業を継続してきた兼業農家の人たちが、日本の米づくりをぎりぎりのところまで支えてきたという現実があります。でも、もう終わりでしょう。日本社会が崩れていくさまを目の当たりにしているようであります。茶わん1杯約29円、その値段の向こう側には、食べ物を育てる人の食えない現実があります。

農業の実態の一部を述べましたけれども、新市長に農業に対する政策、思いをお伺いしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 農業に対する思いということですが、私は県議員を19年務めさせていただきました。その中で12年間は県議会の農林水産常任委員会に所属をさせていただいております。なぜか、それはやはり一つにはこの朝倉という地域にとって、農業、林業というものが、ただ口では農業は基幹産業だということをよく言われますけど、本当にそういう産業であるという認識があるのが一つ。

それと、もともと私の家が農家だと、農家というのは百姓だということが一つ、そういったこともありまして、やはり今の農業を含めた一次産業、農林業というものをどうにかしなきゃならんという思いで、県議員時代、農林水産委員会のほうに所属するのが長かったということです。

そこで、農業についての思いということですが、農業の基本は国で決まっています、農政の基本は。その中で地域、都道府県ないし市町村がその範囲の中でどういった地域の農業あるいは農政をやっていくかということは、非常に意味幅の狭い中での施策しかとれないということも一つあります。

ただ、よく考えてみますと、先ほど草場議員も話がありましたように、日本の社会の崩壊だという話をされました。この朝倉地域において、農業というものがどういうものか、ただ単に基幹産業というのみならず、よく考えてみますと、ほとんどの地域、集落と言われるところは、ほとんどの地域が農業と密接なつながりを持って集落機能が維持されて、地域社会が維持されて今日があるということです。

私は、今議会に、朝倉市の農業農村振興条例を制定するについての予算を補正予算として議案として出させていただきます。

そこでなぜ、農業、農村という言葉がそこに入ってくるかということ、これは恐らく、今、甘木町あたりの中心の商店街は間接的には関係がありますが、関係ないかもしれない、そのほかのほとんどの地域というのが、その地域社会、私もまずその単位として集落というものを考えますと、集落の機能が維持されているのは、すべて農業とのかかわりの中です。そこに住むのはなぜか、その周辺に自分たちの財産であり、生産であり、生活の手段であった農地があるから。今言われました兼業農家でも、農家としてあれば、その集落から外れません。そこに住む理由があります。

しかし、これが農業がだめになって、そこに住む理由がなくなって、その親の時代はおるかもしれないけど、子どもの時代はよそに出ていっても何らその人たちには生活には関係ない話なんです。

そういうことが起こってきたときに、この地域の集落を中心とした地域社会の崩壊につながる。ですから、農業というのは、ただ単に産業という側面だけで見るのではなくて、私どものこの地域においては、そういった地域社会を形成する重要な要素なんだということも含めて、とらえていくべき必要があるだろうと。

そういう観点で、朝倉市としての農業というものを考え、何とか、今言われるように、確かに百姓じゃなかなか食えんようになった。しかしそれでも、将来に、今、深くかかわる人たちは、兼業であれ専業であれ、やはりやっといこうという人たちがおるわけです、農業を続けていこうと、そういう人たちが将来にとって、この朝倉市の行政の中で、できる範囲の、できる限りの、範囲というよりも限りのことはやっといかなきゃならないという思いであります。

○議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員。

18番（草場重正君） まさに言われましたように、集落社会を形成している根幹をなすのは農業であります。そこまで市長が十分にわかっていらっしゃるので安心をいたしました。

さて、本題の戸別所得補償制度についての具体的な内容についてお伺いをいたします。

米の生産調整が昭和46年に始まり、既に40年が経過をいたしました。平成15年度まで米をつくらせない転作面積が配分をされておりましたけれども、平成16年度から米の政策改革が実施をされ、米をつくる面積を農家に配分するようになりました。そして、平成19

年から品目横断経営安定対策とあわせて、農政改革が推進され、米づくりの本来あるべき姿の実現に向けて、農業者、農業団体等が主役になる需給調整を政府と連携して構築する施策が実施をされております。

しかし、昨年8月、民主党へ政権が交代をして、新たな農業政策に今年度から米の戸別補償モデル対策事業が始まりますが、この対策の事業の概要についてお伺いをいたします。

これまでの内容とどのように変わるのか。また交付対象面積の取り扱いはどのようになるのか。さらに、来年度以降はどのようになるのかについてお伺いをいたします。

○議長（柴田裕隆君） 農業振興課長。

○農業振興課長（岩下 孝君） 私のほうから、戸別所得補償制度について説明を概要を申し上げたいと思います。

今回の戸別所得補償モデル対策については、その根底にありますのは、国内の自給率が大変低いということで、皆様御存じのように、41%と非常に低いという観点から、今後国は50%に引き上げていこうという国の方針に沿った対策というふうなことでございまして、

モデル対策で国の予算総額は、5,618億円ということでございまして。これまでの対策では、米以外の転作作物の作付に対して、産地確立交付金が21年度まで農家に交付されていたというのが、そういうことでありますが、今回、モデル対策事業では、米そのものに助成をしていこうというのが、ここが大きく変わった点であります。

これまで、産地づくり交付金はありましたが、これが廃止されることとなります。これまでありました産地交付金は廃止ということで、しかしながら、廃止はされますけれども、この戸別所得補償モデル対策の中では、戦略作物として国が位置づけております大豆とか麦、飼料用作物などについては、引き続き助成されるという仕組みになっております。

モデル対策には、大きく2つに分かれてございまして、まず戸別所得補償モデル事業と、水田利活用自給力向上事業、この2つの事業のセットという形で、事業が実施されるということになります。

まず、米の戸別所得補償モデル対策事業についてでございますが、これにつきましては、米の生産数量目標に従いまして、生産する農家や集落営農に対しまして、米の生産費と主食用米の販売額との差額、これについて全国一律作付面積10アール当たり1万5,000円の定額を補償するというものであります。一定の米価水準が補償されるというものであります。なお、米が下落するという考えられますが、下落した場合においての変動部分についても、22年度の販売価格が過去3年間の販売価格を下回った場合について、その差額をまた追加補てんするというも行われるという内容でございます。

交付面積についてでございますけれども、主食用米の作付面積から、自家用米とか縁故米というものがありますが、こういうものを差し引いた部分について、一律10アールを差し引く、自家用米とか縁故米として一律10アールを差し引いた面積が実際、主食用米の作

付面積から10アールを引いて、それが交付対象面積ということになります。

具体的には、50アールの、5反の水稲作付をしておとした場合に、それから10アールを引いた40アール、4反が交付対象面積ということであります。

また、一方、もう一つの水田利活用自給力向上事業というのが打ち出されておまして、これについては水田を余すことなく活用して、食料自給率を向上を目指すということで、国が考えております戦略作物として位置づけされています麦、大豆、飼料作物に対して、反当たり3万5,000円が支給されるということで助成されると。他にいろいろありますが、例として大豆、麦、飼料用作物については、反当3万5,000円が助成される仕組みになっております。

それから、御質問の来年度からどうなるのかということですが、現在、具体的には、本年度の取り組みを見まして、戸別所得補償制度が創設されておりますが、米をモデル的にやまして、米を先行してモデル的にやったものについて、その結果を検証しまして、国がまた来年度から本格実施ということで、今のところ打ち出しておりますので、この本格実施に向けて、検証していくということであります。

具体的に、自給率の低い麦とか大豆などを補償制度に乗せるのかという問題があります。そういうことについて、現在国において検討されている段階で、現在のところ、市町村に対して、来年度の具体的なものは示されておられません。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員。

18番（草場重正君） 米の戸別所得補償モデル対策事業の新対策へ変わっておりますけれども、市内の農家や営農組織等の関係者への地区説明会が順次なされてきたと聞いております。農家への周知の方法は、具体的にどのようにされたのか。どれくらいの農家が説明会に参加をされたのか。何分にも初めての制度であり、関心も高く、説明を聞いたが、よく理解をしていない農家もあると聞いておりますので、説明をお伺いしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 農業振興課長。

○農業振興課長（岩下 孝君） 担当課の農業振興課としましては、この新たな国の米の戸別所得補償モデル対策事業が打ち出されたということで、本年4月からスタートすることということで、これまでの産地づくり交付金が廃止されまして、農家にこの新対策の周知をするということが大変重要であるという認識のもとから、農家とか営農集落、農事実行組合長等に新対策の周知を図るということで、事業内容の計画なり、各区の農家の理解をいただくことが必要であるという判断から、市内の全地区の説明会を実施してきております。

実施する前に、パンフ等の配付をお願いして、説明会の日程を事前にお知らせして説明会を実施してきたところであります。モデル対策の地区説明会は、3月1日から3月19日の間、19日間、市内の61地区に対しまして農業振興課、JA、水田農業推進協議会事務局、農政事務所、これは国ですけれども、等連携協力しながら、市内の61地区に各区の公民館等

を活用させていただきまして、説明会を実施してきたところであります。

地区説明会に参加された農家は、全体で1,446名でございます。市内農家の約3分の1の農家に参加されたという認識を持っているところです。

説明会を実施しましたが、説明会以後の農家の問い合わせ等の対応についても、水田農業推進協議会事務局で対応しているということで、随時の問い合わせ等も現在も随時行っておるという状況であります。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員。

18番（草場重正君） 1,446名、3分の1の農家の方が出席をされたということでありますので、大体わかっておられるとは思いますが、やはり中にはよく承知をしていない、理解していない方もおられますし、問い合わせ等が行政のほうに来たときには、懇切丁寧に教えていただきたいと思います。

当然ながら、このモデル対策事業の問題点や課題もあると思われませんが、この対策事業の問題点、課題というのを伺いたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 農業振興課長。

○農業振興課長（岩下 孝君） 議員が言われますように、新対策にかわりまして、農家の戸惑いとか、そういうものがあると思いますが、この新たな対策において、米そのものに対して支援をするというふうに制度が移行したということで、主食用米を生産する農家に対して交付金が交付されるということから、営農組織をやめると、それから貸しはがしと言いまして、今まで貸していた人が自分でつくりたいというようなことなどについて、集落説明会等をやった場合に、営農組織等では懸念されるというふうな意見等が出されておりました。

しかしながら、直接水田農業推進協議会事務局のほうに、私どものほうに相談なりがあったのかという確認をいたしておりますが、現在のところは、具体的なそういう意見なり問い合わせなり、課題についての苦情等はないというふうに確認をしているところです。

しかしながら、また一方では、この新対策になりまして、麦とか大豆への助成が低過ぎるというふうな農家の現場の不満や検討を踏まえまして、国は早急に対策をしまして、激変緩和措置は講じておるということでもあります。

例えば、21年度の加工用ニンジンの例を申し上げますと、反当5万円であったものが新対策では反当10アール当たり1万円となっているということで、国から大変この差が大きいということで、国は激変緩和措置として反当たり2万円を別に上乗せという形で追加するという見込みになっております。

農家の意見等については、今後、事業を実施していく中でいろんなものがあれば、集約して、県等にも市として意見を申し上げていきたいというふうには思っております。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員。

18番（草場重正君） 平成21年度までの産地づくり交付金からこの対策事業に移行をして、実際にやはり収入、補助金が減るといった状況も生まれているみたいであります。実際に農家への支援交付金というのは、全体的に減るのか増えるのか、もっとちょっと詳しくお伺いをしたいと思います。

と言いますのも、農業者にとって実質減額になるという批判というのを聞くものでありますから、どのようなのか、実態をお伺いをします。

○議長（柴田裕隆君） 農業振興課長。

○農業振興課長（岩下 孝君） このモデル対策の農家への交付金の支援額はどうかということ、21年度の朝倉市の、前年度の農家に対して交付されました産地づくり交付金と言いますけども、市全体総額で3億9,600万円、約4億円が農家のほうに支払われております。前年度の作付状況がほぼ変わらないとした場合の概算の試算をちょっとしてみますと、本年度の戸別モデル補償対策に置きかえてみますと、朝倉市全体で水稻の作付が2,000ヘクタールでございます。これで約3億円、それから麦作付で水稻作付の70%ということで、1,400ヘクタールで約2億円、これとは別に大豆が420ヘクタール、それから飼料用作物150ヘクタール、この大豆から飼料作物、その他作物を含めて約2億円という概算の試算であります。これを合わせますと、戸別所得補償制度で約7億円が見込まれるというふうに概算の試算をいたしております。農家には産地づくり交付金、昨年度よりも多くの交付金が交付されるという見込みだというふうに認識をしているところです。

しかしながら、本年度作付が前年度と大きく変わった場合については、変わってきますので、あくまでも前年同様に作付をしたということで試算した場合の概算試算であります。

それから、このモデル対策とは別に、国におきましては、平成19年度から品目横断経営安定対策事業が始まりまして、そして21年度から事業内容はほぼ同じ内容で、名称だけが水田経営所得安定対策事業として、農家の麦、大豆生産農家に対しまして支援金の交付金が交付されているという状況であります。

現在、農協を通じまして、麦、大豆生産農家に支払われた水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金、通称げた交付金と言われておりますけども、これが昨年度、21年度に支払われた交付金が、麦、大豆の固定払いで4億4,400万円、それからその年の麦、大豆の収量の品質によって支払われる成績払いということで、麦の成績払いが1億7,200万円、大豆の分についてが4,300万円ということで、これを合わせますと6億5,900万円、約6億6,000万円の交付金が支払われております。この交付金につきましては、水田経営所得安定対策に加入している個人の農家、それから認定農業者、それから受託組織、集落営農等もありますが、合わせて78件の申請がありまして、約1,800人の農家に対してこの6億6,000万円の交付金が支払われているという状況であります。

この事業につきましては、水田経営所得安定対策事業につきましては、22年度も引き続き麦、大豆の作付される農家に対して本年度も実施されるという状況であります。以上でございます。

ます。

○議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員。

18番（草場重正君） 次に、米の本対策事業の加入の受け付けというのが既にもう始まっていると聞いておりますけれども、朝倉市は加入申請、あるいはまた支払い時期等々はいつになるのか。また、どのような手順で対応されるのか、お伺いをいたします、簡単に。

○議長（柴田裕隆君） 農業振興課長。

○農業振興課長（岩下 孝君） 加入申請の受け付けにつきましては、個々の農家が直接農政事務所に加入申請を出すこともできますが、朝倉市としましては、これまでと同様に各区の農事実行組合長さん、それから各区の農業振興対策委員長さんを通じまして、6月末に市の水田農業推進協議会のほうで通しまして取りまとめるというふうにしております。現在その事務を進めているということで、これからであります。各農家の提出のあった加入申請の協議会で整理をしまして、取りまとめて来月の7月末までには農政事務所、国のほうに一括して加入申請を行うという予定であります。

国の交付金の支払い時期についてでございますけれども、国の農政事務所のほうに10月に交付対象面積の確定通知が市町村におりてきます。各農家におりてくるということでございますが、11月に交付申請を行いまして、支払い金の支払い時期はこの12月から来年の3月というふうに関のほうは示しております。

交付金はこれまで協議会を通して支払っていたんですが、今回違った点というのが、直接農政事務所から申請農家の口座に支払われる仕組みということで、交付金については直接農家のほうに農政事務所から支払われる形というふうになっております。

○議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員。

18番（草場重正君） 今回から戸別所得補償モデル対策事業へ変わりましたが、これまでどおり、既に地区配分が終わったと聞いております。今の報告によりますと、朝倉市の水田対策協議会を経由して加入申請が今後されてくることとありますけれども、初めての制度でありますし、行政としては混乱を生じないように農家への指導徹底に取り組まれますように希望をしながら、この農政についての質問を終わります。

次に、消防署の統廃合についてお尋ねをいたします。

この件は、前市長の未解決事項の一つでもあります。御承知のように、常備消防の効率的かつ合理的運営を目的に、広域市町村圏事務組合の中で行財政改革が幅広く議論された結果、その一環として杷木の東部分署と朝倉出張所の統合が決定をされた経過があると聞いております。常備消防は、一部事務組合の業務として対応をされておりますが、構成自治体に存在する消防署などの施設は、当該自治体で対応することになっております。

そこで朝倉市域の分署と出張所を統合すれば、その場所、施設あるいは設備等は朝倉市の責任で対処する必要が生じてきたわけでありまして。しかしながら、住民の生命と財産を直接的に守るという重大な役割を担う消防施設を統廃合することは、関係住民の理解と協



力がなければ前進しないと考えられますが、この件についての進捗状況を簡単にお伺いします。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） ちょっと簡単かどうかはちょっとわかりません。少し長くなると思います。

平成18年度に広域圏事務組合の行政改革の中で、新たな財政負担を伴わず、消防力の体制強化を図るため、この統廃合をするよう答申がなされました。

朝倉市といたしましては、この東部分署、これは杷木でございます。それから朝倉出張所、朝倉でございますが、これを統合して新たな分署を設置するということになっております。これによりまして、平成20年度に新分署建設場所を朝倉の恵蘇宿の交差点西側付近といたしまして、区会長理事会あるいは地域審議会等に対する説明会を実施しております。その中で甘木、それから朝倉地域においては、了解を得ております。

平成21年2月27日に5,351名の署名を添えた要望書が杷木地域から提出されております。新分署の設置場所提案の見直しが求められました。また、平成21年3月19日には、杷木地域審議会会長から、署名を尊重した住民に理解が得られる場所の選定を検討してほしい旨の意見書が提出をされております。市といたしましては、現在の場所が最適であると、よろしくお願ひしたい旨回答を行っております。

また、平成21年3月定例会で市長から、関係地区住民に十分説明し、理解をしていただくよう努力していきたい旨の発言がなされております。これを受けまして、平成21年度区会長会を中心に説明会を開催し、理解を求めてきました。

また、平成22年2月19日に、杷木地域区会長理事会4名の方と市長が面談を行い、理解を求めたところでございますが、杷木地域にあっては、現在の東部分署から6キロ程度、新分署この建設場所が西側に移動することによりまして、特に救急業務に対する不安が大きいなど、見直しの要望が強く、現在に至っている状況でございます。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員。

18番（草場重正君） 状況はわかりましたけども、この件につきましては、朝倉市の基本計画は公表されている場所に消防分署を建設をするということですか。この件は、選挙の争点にもなり、冷却期間も考慮しなければならぬかもしれませんが、何分にも政治的・政策的な配慮も必要だと思いますので、まだ初めての新市長には酷かもしれませんが、今までの経過を踏まえて、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 東部分署と朝倉出張所の統合の問題につきましては、これまでの経過については、今、樋口部長のほうから話がございました。

私自身は、選挙になる以前は県会議員という立場で、そういう話が、問題が市の中で話があるという程度の、正直申し上げまして、感じでおりました、実際、市長に立候

補させていただきたいという話になって、それからずっと地元の皆さん方の考え方あるいはそれぞれの個々の考え方があります。

ここにありますように、一つには、いわゆる統廃合については、広域圏事務組合で方向性が出された問題であるというのが一つ、それともう一つは、その統合について一番御心配をされている杷木地域の住民の皆さん方の意識というのが、私は当時の4区会長さんの名前で朝倉市のほうに出された要請文を見させていただきました。その要請文を見てみますと、いわゆる行政改革という名の中で統合については一定の理解を示すと、その上で2点大きな地域の方としての不満なり心配、1点は、この決定に至る間に地元である杷木地域の皆さんに対して十分なる説明なり何なりがなされていないということが1点。それともう一点は、いわゆる今、東部分署は統合されれば西のほうに行くわけですから、いわゆる消防というよりも救急の面で、いわゆる杷木の一番東部の皆さん方が救急という点で距離的に非常に遠くなると。80件とか何とかいろいろあるみたいですが、そういったことに対する不安、そのことをもって杷木地域としてはこの統合については納得できないということのようであります。

そこで私としましては、もちろんその統合することの必要性というのは十分理解しております。

しかしながら、不幸なことに、不幸かどうかわかりませんが、その中に選挙もありましたし、そういった中で今日まで経過をしております。やはりこの問題は、やっぱり杷木の皆さん方の、付近の住民の皆さん方の理解がないとなかなか進めることができなうと現に思います。ですから、非常に現時点では困難なのかなと。

だから、私としては、地元の合意形成が図られるまではこの分署統合については白紙ということにさせていただきたいと。あわせて、今後については、一定の冷却期間を置かしていただいて、その間具体的にどうすれば合意形成ができるのかということの調査とか研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員。

18番（草場重正君） 非常に難しい問題であります。ゆえに、そこに住む住民の暮らしを守るということを重点に、その設置場所については、今までに十分な論議があるいは検討が加えられてきたと私どもは聞いておりましたけれども、仮に杷木の分署を朝倉地域へ移設することになった場合、その補完的措置はどのように対応するのか、地元の方々の協議はどのように進めていくのか。やはり地元の方々の御理解と御協力がなければ非常に難しい問題であることは承知いたしております。

安心で安全なまちづくりを行う上で消防というのは大きな比率を占めておりますので、よりきめ細かな住民への説明と対応策というのが当然ながら必要になってくると思います。

今後も引き続き十分な協議を継続してさせていただきたいと思いますが、この常備消防の配置については、ほかの地区にも問題があります。例えば、高木あるいは江川、そして秋月地

区への対応とか、浮羽、三井、小郡地域との連携の必要性も今後は考えなければなりません。担当部長としては、これらの総合的な問題に関してはどのように今後進めていこうと考えてあるのかについて、お尋ねをいたします。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） 御質問の高木、それから江川、それから秋月への対応についてという御質問でございます。

今回のこの統廃合は、広域圏この事務組合の行政改革の中で新たな財政負担を伴わず、消防力の体制強化を図ることを目的としたものでございます。消防署の配置図を設計計画等ではございませんので、各地区からの消防署の設置の要望があるやにも聞いておりますが、今回の件につきましては、あくまでも東部分署と朝倉出張所の統廃合のみの問題といたしまして、他地区への対応については検討は行っていない状況でございます。

また、浮羽、それから三井、小郡地域との広域連携についてでございますが、これは国の消防広域化30万人構想に基づきまして、福岡県の消防広域化推進計画は定めておりますが、そこではこの甘木朝倉消防本部について、具体的な他の消防本部との統合は示されておられません。

今後、関係市町村において自主的な協議が行われるなど、この広域化の熟度が高まってきた場合、関係市町村から意見を聞きながら、適宜計画の変更の検討を行っていくとされているところでございます。

小郡、うきは市、それから大刀洗町、大木町で構成いたします福岡県南広域消防組合消防本部は、平成21年4月1日に久留米市消防本部と統合いたしまして、久留米広域消防本部が発足したばかりでございます。

なお、この甘木朝倉消防本部との間にこの統合に関します具体的な進展は、今のところ何ら進展はございません。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員。

18番（草場重正君） 今お話をされましたように、全国的に消防というのは広域化が推進され、福岡県でも約23ぐらいの消防署に統廃合されようとする中にありまして、消防分署の役割というのは、火災の消火活動も重要であります、そのほかの災害出動への比率が年々高まってきている状況にあります。特にさっき市長が言われましたように、救急車の緊急出動の増加は著しいものがあります。住民の皆さんも、このことを一番懸念されていると思いますので、今後、地元との協議では、これらのことが払拭できるよう、そして十分に納得ができるよう十分な説明をして、一日も早い解決を希望いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 18番草場重正議員の質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

午後零時零分休憩